

特別用途食品の許可等に関する委員会 議事録

消費者庁食品表示企画課

特別用途食品の許可等に関する委員会

議事次第

日 時：令和5年1月20日（金）13時30分～14時24分

場 所： ウェブ会議によるオンライン開催

議題

- (1) 特別用途食品の許可等に関する委員会運営規程の改正
- (2) 許可基準型病者用食品（経口補水液）の新設
- (3) その他

出席者

五十音順・敬称略

《常任委員》

いしみ よしこ
石見 佳子 東京農業大学農生命科学研究所 教授

ささき まさや
佐々木 雅也 滋賀医科大学医学部看護学科 教授

◎ なかむら ていじ
中村 丁次 神奈川県立保健福祉大学 学長

はら じゅんや
原 純也 武蔵野赤十字病院 栄養課長

ふかつ かずひこ
深柄 和彦 東京大学医学部 教授

◎委員長

《臨時委員》

えびはら たかえ
海老原 孝枝 杏林大学大学院
医学系研究科高齢医学 准教授

○蟹江保健表示室長 ただいまより「特別用途食品の許可等に関する委員会」を始めさせていただきます。

本日、委員にはテレビ会議システムを利用して御出席していただいております。

なお、本日の議題につきましては、特別用途食品の許可等に関する委員会運営規程の第4条第1項第1号「特別用途食品の既存の規格の見直し及び新規区分の追加に係る要望」に該当することから、運営規程第12条に基づきまして公開での審議となります。

はじめに、消費者庁審議官の依田より一言御挨拶を申し上げます。

○依田審議官 ただいま御紹介いただきました消費者庁食品担当審議官の依田と申します。一言、冒頭で御挨拶申し上げます。

委員の先生方におかれましては、常日頃から特別用途食品表示制度の適切な運用に御理解と御協力をいただきまして、また、本日も御多忙の中で御参画、御出席いただいておりますことに、改めて心から感謝申し上げます。

また、12月に開催いたしました「特別用途食品の許可等に関する委員会」においては、特別用途食品の運用改善について貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。現在、当庁では、消費者庁次長通知等の改正に向けて準備を進めているところでございます。

本日の委員会では「特別用途食品における許可基準型病者用食品の新設について」、御審議いただきたいと考えております。今回、審議いただきます経口補水液につきましては、現在、特別用途食品の個別評価病者用食品として3社6製品を許可しておりますけれども、特別用途食品としての許可を得ずに、あたかも病者用食品であるような表示をした飲料製品が混在しているというのが実態と認識しております。

世界保健機関（WHO）等が定めるガイドライン等に準拠していない場合、脱水状態を改善できないおそれも考えられますので、消費者庁といたしましては、経口補水液を許可基準型病者用食品に今回位置づけた上で、消費者並びに食品関連事業者の皆様双方への普及啓発を推進していきたいと考えております。

本日もテレビ会議システムを利用した開催となりますので、会議の進行等において、皆様には御不便をおかけするところもあるかと思いますが、御容赦いただければと思います。

本日も忌憚のない御意見をいただきまして、どうか良い議論をしていただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○蟹江保健表示室長 続きまして、委員の先生方を御紹介いたします。

まず、本日の委員会の出席委員を御紹介させていただきます。

常任委員であります東京農業大学農生命科学研究科教授 石見委員でございます。

滋賀医科大学医学部附属病院栄養治療部部長 佐々木委員でございます。

神奈川県立保健福祉大学学長 中村委員でございます。中村委員におかれましては、委員長をお願いしております。

東京大学医学部附属病院教授 深柄委員でございます。

武蔵野赤十字病院栄養課課長 原委員でございます。

それから、臨時委員でございますが、杏林大学大学院准教授 海老原委員でございます。

なお、臨時委員の東京都立多摩総合医療センター部長 清水委員におかれましては、用務の都合により御欠席となっております。

続きまして、特別用途食品の技術的アドバイザーといたしまして、国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部 食品分析・表示研究室長であります竹林先生に御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、消費者庁からの出席者を御紹介いたします。

先ほど御挨拶いたしました審議官の依田でございます。

私、食品表示企画課保健表示室長の蟹江でございます。よろしくお願いいたします。

それから、課長補佐の斎藤でございます。

事務局は、食品表示企画課の平松と挽地が担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会につきましては、参考資料2 消費者庁次長通知20ページの第7にございます「新たな許可区分の追加及び既存の許可基準の見直しについて」、それから、参考資料1の運営規程に基づきまして「特別用途食品の許可等に関する委員会」として、委員の先生方から御意見をいただく場として開催をしております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

議事次第

資料1 特別用途食品の許可等に関する委員会運営規程 新旧対照表

資料2 特別用途食品における許可基準型病者用食品の新設

資料3 特別用途食品の表示許可基準に追加する経口補水液に係る表示許可基準の案

参考資料1 委員会運営規程

参考資料2 特別用途食品の表示許可等について（通知）

参考資料3 特別用途食品に関する質疑応答集

参考資料4 特別用途食品表示許可品目一覧

参考資料5 特別用途食品と誤認されるおそれのある表示について（事務連絡）

参考資料6 WHO Drug Information（一部抜粋）

以上となります。何か問題等ございましたら、チャット又は挙手にてお知らせをいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これ以降の進行につきましては、中村委員長にお願いいたします。

○中村委員長 それでは、議事（1）「特別用途食品の許可等に関する委員会運営規程の改正について」、審議いたします。資料1について事務局から説明後、議論を進めてまいりますので、まず最初に、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○斎藤課長補佐 資料1に基づきまして御説明いたします。

資料1は、当該委員会の運営規程の新旧対照表となっております。大きく3点改正の提

案をさせていただいております。

まず、第1条は、委員会とは何の委員会を指すかということで、この委員会の名前を明確に書いたところ です。

第4条は、「特別用途食品の既存の規格の見直し及び新規区分の追加に係る要望」とあったところ、消費者庁で問題意識がある際、必ずしも要望が出てくるのを待つばかりではないため「に係る要望」を落としてはどうかという提案になります。

さらに、第12条、委員会の公開は、今まで第1号は公開、第2号は原則非公開という整理だったのですが、第1号についても、それぞれ企業が有する技術的な助言などをいただきながら審議する際、必要に応じて非公開にする必要が想定されましたので、第12条第1号の「第4条第1項第1号の事項については、原則として、公開とする。ただし、特段の理由があると委員長が認めた場合は、本委員会及び委員会資料並びに議事録の全部又は一部を非公開とすることができる」。

次に、第2号として「第4条第1項第2号の事項については、原則として、非公開とする。ただし、議事要旨については、委員長が認めた場合、これを公開する」との御提案をさせていただいております。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、議論に移りますが、以上3点に関して御質問、御意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

どうぞ。

○深柄常任委員 深柄ですけれども、現行の場合は、第12条は実はちょっと不思議な感じだったのですね。第1号について公開すると書いてあって、その後に。そうか、分かりました。第2号が非公開で、第1号は全部公開だったのを、今回は変えるということですね。すみません。大丈夫です。ありがとうございます。

○中村委員長 ほかに御意見ございますか。ございませんようですので、ありがとうございます。事務局が指示した方針に御賛同いただきましたので、これを基にさらに検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、議事(2)「許可基準型病者用食品(経口補水液)の新設」に移ります。資料2及び3について、事務局から御説明をお願いします。

○斎藤課長補佐 それでは、資料2を御覧ください。許可基準型病者用食品(経口補水液)の新設ですが、審議官の挨拶にもありましたとおり、現在、経口補水液には、許可基準の規格がなく、特別用途食品の個別評価型病者用食品として許可されている製品のほかに、上記の許可を得ずに、あたかも病者用食品であるような表示をした製品というのが混在している状況であります。

そのため、消費者庁としては、平成29年8月に「特別用途食品と誤認されるおそれのある表示について」という事務連絡を発出したところですが、現状を踏まえて制度の改善が必要という問題意識を持っております。

その問題意識になりますが、経口補水液は3つの課題があると思っております。

まず、1点目ですが、経口補水療法で用いられる病者用食品であるということ。

2点目は、脱水でない状態で大量に摂取した場合に、ナトリウムの過剰摂取に繋がる可能性があるということ。

3点目は、WHOのガイドライン等に準拠していない場合、脱水状態を改善させないおそれがあると認識しております。

このことから、今回、この許可基準をつくることで、経口補水液を特別用途食品の許可対象食品とすることから、個別評価型又は許可基準型の特別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示した場合には、今後は、健康増進法や景表法の違反となる旨を、解釈通知で明確化したいと考えております。

さらに、次のページに移りまして、現状、個別評価型病者用食品が、6製品ございますので、そのすみ分けを整理したのがこちらの資料になっております。今回、新しい区分の名称は、「経口補水液」になります。許可基準型になりますので、個別評価型病者用食品で求めている臨床データ、原著論文は、求めないという提案になります。

さらに、規格の部分になりますが、次の①～⑥に示す6つの規格を提案させていただきます。基本的には、WHOのガイドライン等を参考にした部分と、現在、既許可品で得られた科学的根拠も踏まえながら、実態と合わせて提案したものがあります。1番がナトリウム、2番がカリウム、3番が塩素、4番がブドウ糖、5番がナトリウムとブドウ糖のモル濃度比、6番が浸透圧となっております。

WHOの示すガイドラインと、今回、提案させていただく規格の案の大きな違いですが、それぞれナトリウムなどの電解質は、mEq表示、当量表示がガイドラインに記載されているところ、mgに換算した受領表示をお示ししているところです。

次に、許容される特別用途表示の範囲になりますが、WHOのガイドラインを踏まえ、「感染性胃腸炎による下痢・嘔吐等の脱水状態に適する」旨のみ可能と整理してはどうかと考えております。これから踏み込んで個別の疾患名等を記載したい場合には、右にあります個別評価型病者用食品として申請いただこうと考えております。

必要的表示事項は、栄養成分表示に加えて、上記の①～⑥の単位に基づく数値の記載が必要と考えております。

こちらの提案を実際の通知に落とし込んだ際の案としてお示したものが資料3になっております。基本的には、私が資料2で御説明申し上げた範囲になりますが、必要的表示事項がこちらに詳しく書いておりますので、少し触れていきたいと思っております。

1つ目として、「経口補水液」を意味する文字がないと、何が対象か分からないので、それを書いていただくと整理したいと考えております。

2つ目として、そもそも病者用食品ですので、医師から感染性胃腸炎による下痢・嘔吐等の脱水状態として指示された場合に限り用いる旨を書いていただきたいと考えております。

3つ目として、食事療法の素材として適するものであっても、これを多く摂取することによって疾患が治癒するというのではない旨を書き添えていただきたいと思います。

4つ目として、使用上の注意事項に関する情報を書き添えていただきたいと思います。

5つ目として、医師、管理栄養士等の相談又は指導を得て使用することが適切である旨を表示していただきたいと思います。

6つ目として、当該許可基準に該当しているかを判断する一助として、1包装当たり及び100ml当たりのナトリウム、カリウム、塩素、ブドウ糖、モル濃度比及び浸透圧を表示していただきたいと思います。

私からの説明は以上になります。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、資料2、3について、今回、5項目存在しますので、項目ごとに議論を進めていきたいと思っております。最初に、食品群の名称についてですが、御意見、御質問ございませんでしょうか。いいですか。

引き続きまして、臨床データについてですが、御質問、御意見ありましたら、どうぞ。

○佐々木常任委員 佐々木ですけれども、その前にそもそもですけれども、今回、経口補水液の中に、いわゆる個別評価型の病者用食品があるのに対して、あたかもそういう表示をしたようなおそれのある食品があつて、そういうものが世の中で混在している。なので、それをコントロール下に置く必要があるだろう。ここはよく分かるのですが、一方で、個別評価型の申請に上がってくる食品が非常に少ないのが現状で、なかなかハードルが高いのか、あまり上がってこないというのが1つ課題だと思っております。

そういうところに頑張ってアプライして申請が通ったものが一方であつて、そういう類似品がたくさん出てきた。そういうものが、個別評価型より非常に低いハードルで、このように一定のデータの中のものであれば、それが許可基準型で認められる。病者用食品として同じマークがつくということになると、これは個別評価型の食品としてアプライしてくる会社が余計、二の足を踏むのではないかというか、そういうブレーキがかからないのかという点が、私はそもそも懸念があるのですけれども、その点について、ちょっと教えてほしいです。

○斎藤課長補佐 消費者庁からお答えいたします。

佐々木先生がおっしゃるとおり、既に先行している企業が3社、6製品の個別評価型病者用食品として申請いただき、許可しているといった現状になります。6製品については、それぞれの原著論文に基づいて当該製品に係る臨床データを御用意いただいた上で申請いただいているので、現行の申請のハードルに対する投資額と申しますか、努力されているところもございまして。その一方で、個別評価型病者用食品に限らず、特別用途食品の手続を経ずに、あたかも病者用食品として売っている製品が散見されているところに一番の問題意識があります。

もちろん先行企業にも配慮は必要ですが、消費者庁としては、消費者がどのように経口

補水液とつき合っていくかが一定程度整理されていない状況について、この施策の必要性を感じております。

差別化が1つの焦点になると思うのですが、差別化で言うと、1つは、許可される特別用途表示の範囲があくまでもWHOのガイドラインを参照し、当時は、コレラによる脱水の治療のために使われる目的で、規格基準が作られておりますので、そこを踏襲して、その範囲のみの表示を認める。さらには、個別の疾患名等にもう少し踏み込んだ表示をしたい場合には、事業者において原著論文を御用意いただいて申請いただく。それは、現行もそうでしたし、これからも変わらない整理で進めたいと考えております。

○佐々木常任委員 よく分かりました。ポイントは差別化だと思います。既に個別評価型として認めているものとどういふふうに差をつけるのかという、今回、この経口補水液で前例をつくる以上は、そこがしっかりしていないと、今後の個別評価型の食品にアプライしようと思っているような企業が、それならもうやめておこうか、ほかのところが出た後に許可基準型でもいいのではないかならないように、そこはしっかりと考えておく必要があると思いましたので、意見させてもらいました。

○中村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

どうぞ。

○石見常任委員 東京農大、石見です。御説明ありがとうございました。

私も、差別化のところは重要だと考えております。特に、今回、許可基準型で経口補水液という名称が個別評価型と一緒にいうところが、消費者あるいは患者さんに対して非常に混乱を招くのではないかと考えております。もちろん医師が処方するものですが、普通に薬局等で今、特別用途食品の経口補水液を買えますので、単に熱中症の方が間違っこのちらの許可基準型のほうを使用することが起こらないかどうか、そのところが非常に心配です。

確かに制度上としては、感染性の胃腸炎によるということでもよろしいかと思えますけれども、実際の運用のことを考えると混乱が生じないかどうか。例えば許可基準型のほうには、注意喚起として熱中症には使えませんとか、そういう表示が必要ではないかと考えました。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

石見先生に追加する御意見ありますか。

深柄先生。

○深柄常任委員 深柄です。

2点お伺いしたいのですが、1つは、許可基準型で感染性胃腸炎によると書いてあるのですが、最後に下痢・嘔吐等の脱水状態に適すると書いてあるのです。「等」というのがすごく使い勝手がいいというか、何にでも捉えられる可能性があつて、

感染性胃腸炎による下痢・嘔吐等なので、ほかのあらゆるものでの脱水状態に適するといふふうに誤解が絶対生じると思うのですね。多分、これは感染性胃腸炎で発生した下痢・嘔吐による脱水状態ですね。だけれども、このままだと1つの典型として感染性胃腸炎で、そのほかの脱水状態も全部含まれてしまうので、表記に注意が必要だと考えました。

それから、規格で、確かに栄養成分①～⑥はとても大事なのですけれども、これを満たしていればいいということになると、そのほかのいろいろな添加物質とかも入れる会社が出てきたときに全くコントロールできなくて、しかも原著論文は不要なので、これさえ満たしていれば幾らでもアレンジが可能になってしまう。浸透圧の関係等で、そう簡単にアレンジはできないと思うのですけれども、わけが分からない成分が入ってくる可能性もあるので、非常に注意が必要だと感じました。

以上です。

○中村委員長 事務局から。

○斎藤課長補佐 下痢・嘔吐等の「等」の意味するところですが、例えば発熱が入るのではないかと論文等を読み、書きました。そのため「等」としたのですが、大きな因子は下痢・嘔吐なので、「等」の読み方によって広がってしまう部分があるので、ここは先生の御意見も踏まえながら進める必要があると思いました。

2点目の御質問、そもそも規格基準だけ満たしていればよいかに関しては、私たちとしては規格基準さえ満たせばいいと思っています。先生に少し御説明いただきましたが、浸透圧で添加できる物質が限られてくるのが1つございます。

現状の経口補水液並びにこれに類する商品を私たちが確認しましたところ、例えば香料、クエン酸又はカルシウムなどが添加されている状況ですが、それは各社が差別化するための取組というところがありますので、そこまで制限する必要はないと思いますが、その他の先生にも御意見を伺いながら慎重に進めていきたいと考えております。

○中村委員長 先ほどの石見先生の、名称を同じにして大丈夫かという話はどうですか。

○斎藤課長補佐 恐らく経口補水液という名称を使っている申請されていない事業者もその名称を使いたいというところがあると思います。前提として、個別評価型病者用食品の名称の中、表示の中で経口補水液と使っているものが3社、6製品あるといった状況なので、それ自体が経口補水液なのか否かの整理までは難しい部分があります。

一方で、後発で出てきている経口補水液に対して、この制度を使っていただく整理をしないと、経口補水液がどう売られるべきか、消費者にどう教育していくべきか、我々も施策ができないところもございますので、経口補水液を事業者や消費者にしっかり普及啓発するという意味でも、この名称で進めたいと考えております。

○中村委員長 ほかの先生方、いかがですか。

どうぞ。

○石見常任委員 御説明ありがとうございました。

経口補水液はいいのですけれども、個別評価型との差別化というところで、熱中症には

使えないというところをもう少し分かりやすく説明したほうがいいのではないかと考えた次第です。

○中村委員長 それを、例えば許可基準型、個別評価型という括弧づきで表示するというのも、差別化というのだったら難しいですか。

○斎藤課長補佐 名称を分けることは可能だと思います。または、検討が必要になりますが、必要的表示事項で表現していく方法もありますが、必要的表示事項でしっかり明記するのか、あくまで運用でやっていくのかはあると思います。

○中村委員長 ほかの御意見ありますか。

どうぞ。

○海老原臨時委員 先ほどチャットのほうに投稿させていただいたのですが、今回の許可基準型の経口補水液は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐等ということですが、実臨床の場面では、私、高齢者を主に診ていますが、脱水症が夏場などには非常に多いのです。そういった方々には使用したい場面が多くあるので、高齢者の方に安全かつ紛らわしくないような表記が必要だと思います。

あと、実際の規格のところの栄養成分の表記ですが、商品のときはちゃんと書かれるのかもしれませんが、ナトリウムの量のほか、糖量とかも一緒に併記していただいたほうが、患者及びその家族に説明しやすいかなと思います。

以上です。

○中村委員長 はい。

ほかにございますか。

○佐々木常任委員 もう一点確認ですが、規格は、今おっしゃっているようにmgの表記になっていますが、WHOはたしかmEqの表記ですね。それをmgに換算されているのですか。ちょっとずれているところがあるように思ったのですが、私の勘違いでしょうか。

○斎藤課長補佐 小数点の関係でずれてしまう部分はあるかもしれませんが。

○佐々木常任委員 基本的には、WHOのmEq換算をmgにただけでよかったですか。

○斎藤課長補佐 基本的には、そのままになります。

○佐々木常任委員 分かりました。

○中村委員長 ほかにございますか。

改めて5項目のことをチェックしておきますが、名称に関しては、石見先生からありましたように、ちょっと差別化を検討したほうがいいのではないかという御意見ですね。

臨床データのところの原著論文は不要という明記は大丈夫ですか。原著論文というのは、この製品を使った原著論文は必要ないということですね。

○斎藤課長補佐 おっしゃるとおりです。

○中村委員長 そして、規格に関しては、糖量を入れたらどうかということですね。これはちょっと検討する。

○中村委員長　そして、許容される範囲に関しては、この「等」の扱いですが、「等」を削除するということですか。もう少し明確な表示にするということですね。ありがとうございます。

そして、必要的表示事項に関しては、特にございませんね。

というまとめ方でいかがでしょうか。いいでしょうか。

ほかに全体的に意見ございますか。ありがとうございました。

それでは、御意見いただいた方針に従いまして、これからさらに検討を進めていきたいと思っております。

これで本日の審議事項に関しては全て終わったのですが、全体的に何か御意見ございますでしょうか。

はい。

○深柄常任委員　深柄ですけれども、この資料3の必要的表示事項の6番にはモル濃度と書いてありますね。それで、下の「表○」というところにはmgと書いてあるので、非常に混乱してしまうのではないかと思いましたが、発言させていただきました。

○中村委員長　それはちょっと検討します。

○斎藤課長補佐　分かりました。今の先生の御指摘の部分については、資料3の一番下にある成分の表組みのところから必要な事項を抜いてきたという部分で、そのような書きぶりになっていますが、文字の並びからすると、確かにそれぞれの成分のモル濃度で書けというふうに見えてしまうので、そこは皆様が分かりやすくなるように事務局のほうで修正したいと思えます。

○中村委員長　佐々木先生、どうぞ。

○佐々木常任委員　これは販売のことですけれども、例えば薬局とかで売られるのはもちろん分かるのですけれども、それ以外のところで販売される可能性はあるのでしょうか。例えばコンビニとか、そういうところで販売されてしまうと、それこそさっき石見先生がおっしゃっていたように、正しい使用がされなくなるので、医師なりの指示の下と一応書いていますけれども、販売ルートはどうなのでしょう。

○中村委員長　どうぞ。

○斎藤課長補佐　販売場所まで、この制度上で規制することはできません。一方で、先生方、御指摘のとおり、特別用途食品は病者用食品です。さらには、全ての許可基準型が対象ですが、プロフェッショナルによる指示や指導をいただきながら使うところは、必要的表示事項で明記されています。なので、例えば現状、スポーツドリンクといわゆる経口補水液との差が見えないところに、我々も問題意識を抱えておりますので、そういったものとしっかり棚を区分して売るといったことは、整理した上で併せて通知したいと思っております。

○中村委員長　この制度は、あくまでも病者用の食品なので、そのルートに乗せるというのはメーカーの社会的使命だと思います。

もう一つは、この普及活動をやる管理栄養士が、その使い方をきちんと患者さんたち、消費者に説明しなければいけないということで、こういうふうにしておりますので、それを理解していただければありがたい。

石見先生、どうぞ。

○石見常任委員 石見です。

今、御説明があったところですが、以前、病者用食品の活用が十分になされていないということで、もう少し流通ルートを広げたらどうかということで、経口補水液等も普通の薬局で誰でも消費者がアクセスできるような、スーパーマーケットのようなことも兼ねている薬局に置いてありますので、特に医師から指示されなくても買えるような状態になっていると思いますので、そここのところは実態をよく把握して対応するほうがよろしいかと思います。

それから、先ほどの必要的表示事項ですけれども、一番下のモル濃度のところですが、表にはモル濃度比とあってナトリウムとブドウ糖ですが、必要的表示事項のところはモル濃度の後の「比」が離れているのです。括弧の後になっていますので、この「比」を前に持ってくれば、同様になると思いました。

以上です。

○中村委員長 はい。

○佐々木常任委員 私がさっき申し上げた、例えば甘酒などは普通に食品のところでは販売されていて、「飲む点滴」とか言ってすごくPRされているものも実はあるのですよ。盛んにPRしていますね。多分、消費者庁の方は御存じだと思います。だから、そういうものもあるんで、しっかりと販売の会社の方には指導していただきたいなと思います。

○中村委員長 一番難しいのは、ドラッグストアというところでスーパーと薬局が重なっているようなところで販売されていることが多いのですが、ドラッグストアに既に2万人ぐらい、管理栄養士が全国で採用されているのです。そのドラッグストアにおける管理栄養士の役割というのを、今、栄養士会でも議論し始めて、ドラッグストア協会と近日中に会おうと思っています。それで、そういう管理栄養士さんたちを活用してもらって、きちんと指導した下で販売してもらいたいということは、これの使い方の販路が広がる方法ではないかと考えています。

深柄先生、お手を挙げていらっしゃるんで、どうぞ。

○深柄常任委員 ありがとうございます。

先ほどの販売の形式については、管理栄養士がいたり、薬剤師がいたりといったところが望ましいけれども、特別な制限は求めていないということでしたね。そうすると、例えば自動販売機などでも町中で買えるという形になるのでしょうか。健康にいいとなると、やたらと健康のためにとこれを飲んで、1日の塩分の摂取制限量が6g、7gと言っているのに、脱水にはならないけれども、いつの間にかみんな高血圧になって、国民がばたばた倒れていくということになると大変なことになってしまう。

本当に最近、経口補水液が周知されてきたので、まちを歩いていても若者が全然脱水でもなさそうな人が経口補水と書いてあるものを、ソフトドリンクみたいにしてごごく飲んで見ている人を見かけるのです。なので、国民の栄養摂取基準をせっかく示しているのに、それをはるかに超えた塩分の摂取にならないような指導が必要かなと思いました。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

原先生、どうぞ。

○原常任委員 ありがとうございます。

私も同じことを考えていまして、先ほどの資料2の最初のページの懸念事項の②のところで、脱水でない状態で大量に摂取した場合、ナトリウムの過剰摂取につながる可能性があるというコメントがあって、資料3の必要的表示事項というところでは、特にナトリウムの過剰摂取に関しては大きく取り上げていないというか、医師、管理栄養士に相談すること。先ほど中村委員長からお話があったように、ドラッグストアに管理栄養士は在籍しているのですけれども、もうちょっと必要的表示事項に踏み込んだ上で、ナトリウムの過剰摂取に関して表記していただければ、現場としては、私たちから指導が入らないときにその人たちが。

深柄先生もおっしゃっていましたが、実際に脱水でとって、腎機能のeGFRが10点台ぐらいの方々が、汗をかくからといって1日3本ぐらい飲んでいる人の経験が私も何回かありまして、これはまずいなと思って、脱水と腎機能の状況を説明しながら、コマーシャルが先行している部分もあって、飲んでいい、脱水だったらこれだとインプットされてしまう、患者さんもそう思うと思うのです。ですので、もしかしたらそこを踏み込んでいただければ、今の先生方の懸念事項も少し解決するかなと思って、ちょっと御意見させていただきました。

以上です。

○中村委員長 海老原先生、どうぞ。

○海老原臨時委員 私も同じ意見なのですけれども、踏み込んでどういうふうに表記するかということになるのですが、例えば先ほどナトリウムのお話が出ていましたけれども、糖分とかもあると思いますので、糖分、ナトリウム、カリウムなどに摂取制限のある方は主治医に御相談くださいとか、病名を入れるわけにはいかないと思うので、そういった形の文言とかを、もし可能なのであれば入れていただくのはいかがかなと思いました。

○中村委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

大筋の問題点は出てきたのではないかなと思っております。全体的には御承認していただいた。ただ、個別の問題がまだ残っていますので、皆さん方の御意見を参考にして、これからさらに検討していきたいと思っております。

御意見はありますか。ないようでしたら、これで議論を終了したいと思います。

最後に事務局から御案内をお願いしたいと思います。

○蟹江保健表示室長 本日は有意義な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今後のスケジュールにつきましては、本日の御意見を踏まえまして内容の検討を消費者庁のほうで行いまして、必要に応じてパブリックコメントの募集とか消費者庁次長通知の改正、それから販売等あるいは使用方法等について御意見もございましたので、運用面についてもできるだけ通知等にお示しして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございました。

それでは、先生方、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございました。本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。